

## ○川棚町空き家バンク実施要綱

(平成 28 年 8 月 18 日要綱第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川棚町内における空き家の有効活用により、空き家の解消、移住・定住等の促進及び地域の活性化を図るために実施する空き家バンクに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住を目的として町内に建築された建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合した併用住宅を含む。）及びその敷地であって、現に人が居住していないもの及び近く居住しなくなるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 所有者等から申し込まれた空き家等の売却又は賃貸に係る情報を登録し、その登録された空き家等に係る情報（所有者等の個人情報を除く。）を公開するとともに、登録された空き家等について、定住等を目的として利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して必要な情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第 4 条 空き家バンクに売却又は賃貸を希望する空き家等を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第 1 号）及び空き家バンク登録カード（様式第 2 号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を現地調査等にて確認のうえ、適切であると認めるときは空き家バンクに登録するとともに、空き家バンク登録完了通知書（様式第 3 号）により当該申込者に通知するものとする。
- 3 町長は、第 1 項の規定による登録の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録することができない。
  - (1) 空き家バンク登録申込書又は登録カードの記載に誤り又は虚偽の事項があるとき。
  - (2) 登録申込みを行った者が当該空き家等に係る売却又は賃貸を行う権限を有していないと判断されるとき。
  - (3) 当該空き家等が法令等に違反するものであるとき。
  - (4) 当該空き家等が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当すると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が当該空き家等を登録することが適当でないときと認めるとき。

4 町長は、第2項の規定による登録がされていない空き家等で、空き家バンクの対象とすることが適当であると認めるものについて、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更等の届出)

第5条 前条第2項の空き家バンク登録完了通知書の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったとき、又は空き家バンクの物件登録を取消すときは、速やかに空き家バンク登録変更・取消届出書（様式第4号）を町長に届出なければならない。

(物件登録の取消し)

第6条 町長は、第4条第2項の規定により登録した空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等の登録を取消すとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第5号）により当該物件登録者に通知するものとする。

(1) 物件登録者から前条の規定による取消届出があったとき。

(2) 登録された空き家等に係る情報について、所有権移転等の権利の異動又は滅失若しくは荒廃など現況の変化が確認されたとき。

(3) 登録された空き家等に係る情報に虚偽又は誤りがあったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が登録を取消することが適当であると認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、空き家バンクに登録した空き家等に関する情報（所有者等の個人情報及び所有者等が公表を希望しない事項を除く。）について、町ホームページへの掲載及び窓口における閲覧等の方法により、一般に公開するものとする。

(利用の登録)

第8条 利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第6号）により町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定により利用登録の申込みを行った者が次の各号のいずれかの要件を満たしていると認めたときは、空き家バンクに登録し、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第7号）により当該申込者に通知するものとする。

(1) 川棚町に定住し、又は定期的に滞在して地域住民と協調した生活を営む意向があること。

(2) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定により空き家バンクに登録した者（以下「利用登録者」という。）に対し、必要な情報を提供するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更等の届出)

第9条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったとき、又は空き家バンクの利用登録を取消すときは、空き家バンク利用登録変更・取消届出書（様式第8号）を町長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取消すとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第9号）により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者から前条の規定による取消届出があったとき。

(2) 空き家バンク利用登録申込書の内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が登録を取消することが適当であると認めたとき。

（利用物件の申込み及び通知）

第11条 利用登録者は、交渉を申し込みたい登録物件があるときは、空き家バンク交渉申込書（様式第10号）及び誓約書（様式第11号）に必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該物件の物件登録者に対し、その旨を空き家バンク登録物件交渉申込通知書（様式第12号）により通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた物件登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者（以下「物件登録者等」という。）は、速やかに利用を申し込んだ者と交渉を行うものとする。

4 前項の規定により、交渉を行った物件登録者等は、交渉終了後、その結果について、速やかに空き家バンク登録物件交渉結果報告書（様式第13号）により町長に報告するものとする。

（登録者間の交渉等）

第12条 町長は、物件登録者等と利用登録者間の空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

（個人情報取扱）

第13条 物件登録者等及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならない。

(暴力団の排除)

第14条 川棚町暴力団排除条例(平成24年条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員であると認められる者は、川棚町空き家バンク制度を利用することができない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

空き家バンク登録申込書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

空き家バンク登録カード

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

空き家バンク登録完了通知書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

空き家バンク登録変更・取消届出書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

空き家バンク登録取消通知書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

空き家バンク利用登録申込書

[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)

空き家バンク利用登録完了通知書  
[別紙参照]

様式第 8 号(第 9 条関係)

空き家バンク利用登録変更・取消届出書  
[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

空き家バンク利用登録取消通知書  
[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

空き家バンク交渉申込書  
[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

誓約書  
[別紙参照]

様式第 12 号(第 11 条関係)

空き家バンク登録物件交渉申込通知書  
[別紙参照]

様式第 13 号(第 11 条関係)

空き家バンク登録物件交渉結果報告書  
[別紙参照]